［削る］

十二　地盤沈下対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十三　留学生支援に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十四　公害健康被害の補償等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四　次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金のうち、当該年度の基準財政需要額に〇・〇五を乗じて得た額を超える額について、次の表の上欄に掲げる当該超える額の区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
超える額が基準財政需要額の五パーセントまでの額	〇・一五
基準財政需要額の五パーセントを超え十パーセントまでの額	〇・三
基準財政需要額の十パーセントを超え二十パーセントまでの額	〇・五
基準財政需要額の二十パーセントを超え四十パーセントまでの額	〇・七
基準財政需要額の四十パーセントを超え六十パーセントまでの額	〇・八
基準財政需要額の六十パーセントを超える額	〇・九

ロ　前条第一項第二号のニに規定する額の算定方法に準じて算定した額

ハ　合併特例法第十七条又は旧法第十一条の適用を受ける市町村以外の市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）（ただし、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域として指定された地域を含む町村、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域を含む町村、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和

十二　国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額とする。	前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十三　地盤沈下対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十四　留学生支援に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十五　公害健康被害の補償等に要する経費があること。	

四　次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金のうち、当該年度の基準財政需要額に〇・〇五を乗じて得た額を超える額について、次の表の上欄に掲げる当該超える額の区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
超える額が基準財政需要額の五パーセントまでの額	〇・一五
基準財政需要額の五パーセントを超え十パーセントまでの額	〇・三
基準財政需要額の十パーセントを超え二十パーセントまでの額	〇・五
基準財政需要額の二十パーセントを超え四十パーセントまでの額	〇・七
基準財政需要額の四十パーセントを超え六十パーセントまでの額	〇・八
基準財政需要額の六十パーセントを超える額	〇・九

ロ　前条第一項第二号のニに規定する額の算定方法に準じて算定した額

ハ　合併特例法第十七条又は旧法第十一条の適用を受ける市町村以外の市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）（ただし、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域として指定された地域を含む町村、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域を含む町村、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和